

契約締結後の公表

役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 毛筆浄書業務委託 |
| (2) 契約日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| (3) 契約金額 | 4,000,000 円（予算額） |
| (4) 委託期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

2 契約の相手方

- | | |
|---------|---------------------------------|
| (1) 所在地 | 水戸市大塚町 1863-169 |
| (2) 名称 | 公益社団法人 水戸市シルバー人材センター 理事長 加倉井 健一 |

3 契約の相手方とした理由

当該相手方は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであり、高齢者福祉の向上及び増進を図るため、契約の相手方としたものである。